## 府中市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(案)に対する パブリック・コメント手続の実施結果

## 1 意見・提案の提出期間

平成30年12月3日(月)から平成31年1月7日(月)まで

## 2 意見の提出者等

提出者数	件数	意見の提出方法(提出者数)				
68人	91件	Eメール	FAX	郵送	意見投函箱	窓口
		31人	28人	8人	1人	0人

- 3 意見の内訳・種類別紙のとおり
- 4 意見の概要とそれに対する市の考え方別紙のとおり

## 府中市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(案)に対する パブリック・コメント手続の実施結果

区分	意見の要旨	市の考え方	件数
宣誓の対象者の要件	同性カップルは、養子縁組をして緊急避難的に法律上の家族になっている場合が多々あり、「双方の関係が近親者でないこと(※ パートナーシップに基づく養子縁組は除く)」としてほしい	本制度は、夫婦の関係に準じているため、法律上の婚姻ができない方は制度の対象外としています。なお、法的な効力は発生しません。	
	性同一障害における医学的知見による診断条件がなく、本人の申告以外に判断基準がない。本来の主旨とは異なる利用をされる恐れがある	宣誓に当たっては、宣誓できない事項に該当しないか、確認書を 提出していただきます。なお、法的な効力は発生しません。	3
受領証の交付について	受領証は、携帯できる「カード式」にしてほしい	宣誓者の方が利用しやすいように受領証は「カード式」としてい ます。	
その他について	「性的マイノリティ」に限定せず、事実婚カップ ルも利用できる制度にして欲しい	本制度は、性的マイノリティに対する差別や偏見の解消等を目的 としています。	2
	LGBは性的指向ではなく性的嗜好である	市では、広く市民の人権を尊重するものとしており、LGBもトランスジェンダーも含まれるものと考えています。	2
	医療機関での「面会」や「医療同意」等、同性 カップルが「家族」として扱われるよう配慮して 欲しい	広く周知に取り組んでまいります。	1
制度への意見	制度に反対である	性的マイノリティに対する差別や偏見によって、当事者の方が 様々な困難を抱える状況は少なくない状況にあります。本制度 は、夫婦に準ずる共同生活を行っているものの、証明する手段が なく、生きづらさを感じている2人の困難を解消することを目的 として実施するもので、この取組により、人権意識の醸成を図 り、性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等につながると 考えています。	17
	婚姻制度・家族の在り方へ影響を及ぼすのではないか	本制度は、婚姻制度・家族の在り方に何らかの影響を与えるものではなく、夫婦に準ずる共同生活を行っているものの、証明する手段がなく、生きづらさを感じている2人の困難を解消することを目的として実施します。この取組により、人権意識の醸成を図り、性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等につながると考えています。	16
	制度に賛成である	性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等を目指し、引き続き取り組んでまいります。	14
	憲法違反になるのではないか	本制度は、婚姻制度・家族の在り方に何らかの影響を与えるものではなく、夫婦に準ずる共同生活を行っているものの、証明する手段がなく、生きづらさを感じている2人の困難を解消することを目的として実施します。	7
	当事者の意見を聞き慎重に実施すべき	本市においても本年第3回市議会定例会において「同性パートナーシップの公的承認についての陳情」が提出され、全会一致で採択されています。また、幅広く様々な方からのご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。	7
	子どもへの悪影響を与えるのではないか	児童・生徒への指導につきましては、全教育活動を通して実施する人権教育において、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」といった人権教育の理念を踏まえ、自他の人権を尊重し、多様性に対する肯定的評価や違いを認めて受容する能力などを育んでいます。	6
	少数派の意見を優先しすぎているのではないか	法務省が掲げる平成30年度啓発活動強調事項においては、「性的指向・性自認を理由とする偏見や差別をなくすこと」が明記されており、本市としても取り組むべき人権課題の一つであると認識しています。	
	欧米の動向であり受容すべきでない	本制度は、いかなる種類の差別も許されないというオリンピック 憲章にうたわれる理念を尊重し、競技開催都市として人権尊重の 理念を実現した都市を目指し、多様性を認め合う共生社会の実現 や人権意識の醸成を目的として実施するものです。	8
	少子化対策に逆行する施策である	本制度は、少子化についてに何らかの影響を与えるものではなく、夫婦に準ずる共同生活を行っているものの、証明する手段がなく、生きづらさを感じている2人の困難を解消することを目的として実施します。この取組により、人権意識の醸成を図り、性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等につながると考えています。	3
	性的マイノリティのパートナーの方々に対し、証明書を発行せず個別対応でよいのではないか。	性的マイノリティに対する差別や偏見によって、当事者の方が 様々な困難を抱える状況は少なくない状況にあります。本制度 は、夫婦に準ずる共同生活を行っているものの、証明する手段が なく、生きづらさを感じている2人の困難を解消することを目的 として実施します。この取組により、人権意識の醸成を図り、性 的マイノリティに対する偏見や差別の解消等につながると考えて います。	2
	市営住宅への入居を可能としてほしい	行政サービスについては、いただいたご意見を踏まえ、今後検討 してまいります。	1